

—優れた自然的景観を維持するために—

御代田町では風致地区を定めています

■風致地区制度とは

風致地区制度とは、都市計画法第58条第1項の規定に基づき、都市の風致を維持するために、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域などを都市計画で定める制度です。

風致（自然景観等）を維持し、自然と調和した緑豊かなまちづくりを進めるため、風致地区内での建築物や工作物の建築、木竹の伐採等に対し一定の制限が加えられます。

■御代田町の風致地区

御代田町では、昭和47年に町内4地区368.4 haの指定を受けました。また、種別として第1種風致地区と第2種風致地区に分けられ、規制の度合いに違いがあります。

【御代田町の風致地区と種別】（①～⑥は左ページにおける位置）

風致地区名	風致地区種別面積(ha)			指定日
	第1種	第2種	計	
久保沢風致地区	①103.9	② 73.0	176.9	昭和47年12月25日
一里塚風致地区	—	③116.2	116.2	
雪窓風致地区	④ 19.0	⑤ 40.5	59.5	
十二ノ森風致地区	⑥ 15.8	—	15.8	
合計	138.7	229.7	368.4	

※長野県内の他の風致地区指定市町村

長野市、松本市、大町市、軽井沢町、坂城町、山ノ内町、信濃町、御代田町

■許可の必要な行為

風致地区内では、次の行為等を行う場合に町長の許可が必要であり、条例に定める許可の基準に該当する場合に許可となります。また、条例には罰則規定があり、許可を得ないでこれらの行為を行った者は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

- ① 建築物その他工作物の新築、改築、増築または移転
 - ② 建築物等の色彩の変更
 - ③ 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
 - ④ 水面の埋め立て
 - ⑤ 木竹の伐採
 - ⑥ 土石の類の採取
 - ⑦ 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積
- ※通常の管理行為やその他軽易な行為、非常災害のため必要な措置として行うもの等条例で許可を受けることを要しない行為と定める行為は許可申請不要です。

■風致地区内における許可申請

昭和47年の指定以降、県条例である「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づいて許可申請をいただいていたましたが、地方分権の推進に伴って平成27年4月1日から町条例に基づくものとなります。これに伴い主に次の点が変更になります。

- ① 許可申請書が新様式になります。
- ② 行為内容により必要となる添付書類が変わります。
- ③ 行為完了の際に完了届出の提出が必要となります。

詳しい内容については、お問い合わせください。

建設水道課都市計画係

(内線38・39・75)

御代田町風致地区位置図

